２０２３年度「ふくしま医療機器開発支援センター技術開発室」入居募集要項

医療機器関連産業の発展を図るため、医療機器の事業化や販路開拓等を行う入居者を募集します。安全性試験等のふくしま医療機器開発支援センターが有する機能の活用や、将来福島県内に活動拠点を開設する予定のある事業者の方の申し込みをお待ちしております。

１．施設概要

場所：ふくしま医療機器開発支援センター内（福島県郡山市富田町字満水田２７番８）

部屋番号	技術開発室１
面積	２６．７９㎡
床仕様	タイルカーペット
耐荷重	２，９００N/㎡
電気設備	単相１００V/２００V
通信設備	高速通信・電話回線（要個別契約）
空調設備	冷暖房完備
入退室管理	カードキーシステム
備品	事務机、椅子、書棚、４人用ロッカー、流し台
駐車場	２台

２．入居料　月額　税込９７，５７０円

※毎月の入居料は前納となります。

※電気料・水道料の使用料金は別途お支払いいただきます。

※敷金は不要ですが、退去時の原状回復に係る費用（例えば、入居期間中に搬入した物品等の撤去費用）は負担いただきます。

３．入居資格

入居するためには下記の要件を充たす必要があります。

（１）技術開発室において行う業務は、医療機器の事業化や販路開拓等を主な目的としたものであること。

（２）入居料の支払い及び入居後の事業活動に支障がないと認められる程度の経営基盤・財政基盤を有する法人等であること。

（３）技術開発室において行う業務が、安全性評価、事業者間のマッチング、研究開発や事業化への支援、人材育成・トレーニングなど、ふくしま医療機器開発支援センターの機能を活用するものであること。

（４）将来、福島県内に法人等の主たる事務所または製造工場若しくはこれらに類する活動拠点を開設する予定であること。

（５）次のいずれにも該当しないこと。

①法人等又はその役員（法人でない団体で代表者等の定めがあるものの代表者等を含む。以下「役員等」という。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する団体をいう。以下同じ。）又はその団体の構成員であること。

②役員等に暴力団員等（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）が就任していること。

③暴力団員等が法人等の事業活動を支配していること。

④暴力団の威力を法人等の活動に利用していること。

⑤暴力団又は暴力団員等が法人等の経営又は運営に実質的に関与していること。

⑥役員等が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していること。

⑦法人等が暴力団員等を雇用していること。

⑧役員等が暴力団員等と密接な交際をするなど、社会的に非難されるべき関係を有していること。

⑨役員等が破産者で復権を得ないこと。

⑩役員等が禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しないこと。

４．入居期間

（１）技術開発室１

２０２３年４月上旬～２０２４年３月３１日までの入居となります。

※継続して入居するためには更新審査が必要です。

５．禁止事項

入居者が下記に該当したときは、入居承認を取り消すことがあります。

（１）ふくしま医療機器開発支援センター条例第７条第１項各号に該当するとき。

（２）ふくしま医療機器開発支援センター技術開発室入居審査基準に定める入居要件に合致しなくなったとき。

（３）入居申込時、又は入居期間更新申込時に提出された事業計画及び目的に適合しない事業を実施していると判断されたとき。

（４）故意または過失により施設、備品を破損し、又は火災を発生したとき。

（５）機構又は他の利用者の業務に妨害を与えたとき。
（６）理事長の承認なく第三者に施設を使用させたとき。
（７）機構の信用を著しく失墜させたとき。
（８）使用料を２か月以上滞納したとき。

６．入居申込方法

申込に必要な書類を提出してください。

入居審査会を経て、入居の承認又は不承認を決定します。

（１）申込書類

①入居申込書（様式１）
②事業計画書（様式２）
③定款（写し）
④事業報告書（写し）その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
⑤決算報告書（写し）
⑥会社案内
⑦商業登記簿謄本（３か月以内に発行のもの）

以上の書類を各１部提出願います。

（２）提出先及び問い合わせ先

一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構　人事・総務部
住所：〒９６３－８０４１　福島県郡山市富田町字満水田２７番８
ふくしま医療機器開発支援センター内
ＴＥＬ.（０２４）９５４－４０１１　ＦＡＸ.（０２４）９５４－４０３３
持参又は郵送により提出してください。（郵送による場合は、書留郵便としてください）

（３）提出期限

２０２３年6月３０日（金）必着

（４）その他

①入居申込書およびその他の書類は、入居選考についてのみ使用し、部外に漏洩いたしませんので、できる限り詳細に記入してください。
②入居申込書等提出された書類は入居の可否にかかわらずお返しいたしませんのでご了承ください。